

9月定例会で可決された意見書

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びに行き届いた教育の実現に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要がある。

学校現場の課題が複雑化・困難化する中で、教職員は、学習指導要領改訂に伴う授業づくりや新しい教材作成に取り組まなければならない、負担が増している。経済協力開発機構が公表した「国際教員指導環境調査」によれば、週当たりの仕事時間が小学校では54.4時間、中学校では56時間で、小中学校ともに参加国中最も長いことが明らかとなっている。未来を担う子供たちを育む本市の学校現場においても、教職員の長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させるとともに、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。

2 行き届いた教育を実現するために、教職員の長時間労働是正に向けた、学級編制標準の改善や教職員の定数拡充、少人数学級の実施・進行、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

地域社会において多様な役割を期待されるコンビニエンスストアのあり方の再検討を求める意見書

現在、コンビニエンスストアは、全国に約5万7,000店もの店舗が存在し、商品を販売するだけでなく、税金や保険料の収納代行や災害時の支援拠点などの多岐にわたる業務を行っており、地域を支える重要な役割を担っている。

平成30年に経済産業省が行った調査によると、高いロイヤリティーや24時間営業の負担、ドミナント（特定地域への集中出店）による売上げの低下、人手不足の深刻化などにより店舗の経営維持に不安を抱えるオーナーの存在が明らかになるなど「コンビニの危機」が起きていると指摘されている。

よって、国においては、実態把握を早急に進めるとともに、コンビニエンスストア業界がその今日的課題と今後の方向性を提示するように国の主導において行われている「新たなコンビニのあり方検討会」を確実に実施し、改善を働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 あて

精神障害者保健福祉手帳2級所持者を神奈川県重度障害者医療費給付補助事業補助金の対象とすることを求める意見書

神奈川県では、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級所持者が重度障害者医療費給付補助事業補助金の対象となり、精神科以外の医療費負担もなくなった。

一方、対象とならない精神障害者保健福祉手帳2級所持者であっても、長年にわたり抗精神病薬の服薬を続けているため、その副作用により精神科以外の診療を受ける機会が多く、医療費が大きな経済的負担となっている。

また、精神障害の特性から、長らく就労することが非常に困難であり、生活を支えることが難しく、それを支援している家族等も高齢化しているため、今後、支えていくことが困難である。

よって、県においては、精神障害者保健福祉手帳2級所持者も重度障害者と捉え、重度障害者医療費給付補助事業補助金の対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

神奈川県知事 あて

議会の動き

27日	25日	24日	20日	18日	12日	10日	6日	3日	2日	●9月	26日	20日	●8月
9月定例会本会議(最終)	9月5日(第5回)	9月4日(第4回)・議会運営委員会	9月3日(第3回)	9月2日(第2回)	9月1日(第1回)								
市民福祉常任委員会	総務教育常任委員会	経済建設常任委員会	基地政策特別委員会	9月定例会本会議(第3回)	9月定例会本会議(第2回)	9月定例会本会議(第1回)							
13日(11月)	29日	21日	17日	15日	3日	1日	●10月	1日	●10月	1日	●10月	1日	●10月
15日	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会
市民福祉常任委員会行政視察(兵庫県)	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会	議会報編集委員会

あやせ市議会だより No.184の訂正とおわび

あやせ市議会だよりNo.184の4面について誤りがありました。
訂正しておわび申し上げます。
・写真の説明(誤:ハス→正:スイレン)

15日
来市(ロケツリズム事業)
明石市・広島県福山市
福岡県北九州市
長崎県島原市議会議員

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。